

北上市職員の期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則

北上市職員の期末手当及び勤勉手当規則（平成3年北上市規則第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第15条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、<u>当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号、第2号及び第4号</u>にあつては当該各号に定める割合の範囲内において、<u>第3号</u>の場合にあつては<u>同号</u>に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第26条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、<u>第1号及び第2号</u>に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ市長と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p><u>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の130以上100分の220以下（給与条例別表第1の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級である職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の154以上100分の260以下）</u></p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第15条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、<u>次の各号に掲げる職員の区分</u>に応じ、<u>第1号ア、イ及びエ並びに第2号ア及びウ</u>にあつては<u>それぞれ各号</u>に定める割合の範囲内において、<u>第1号ウ及び第2号イ</u>の場合にあつては<u>それぞれ当該各号</u>に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第26条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、<u>第1号ア及びイ並びに第2号ア</u>に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ市長と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p><u>(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合</u></p>

(2) 勤務成績が優秀な職員 100分の118.5以上100分の130未満（特定幹部職員にあつては、100分の139.5以上100分の154未満）

(3) 勤務成績が良好な職員 100分の107（特定幹部職員にあつては、100分の127）

ア 勤務成績が特に優秀な職員 100分の124以上100分の315以下（給与条例別表第1の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級である職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の148以上100分の375以下）

イ 勤務成績が優秀な職員 100分の112.5以上100分の124未満（特定幹部職員にあつては、100分の133.5以上100分の148未満）

ウ 勤務成績が良好な職員 100分の102（特定幹部職員にあつては、100分の122）

エ 勤務成績が良好でない職員 100分の92.5以下（特定幹部職員にあつては、100分の111.5以下）

(2) 北上市一般職の任期付職員の採用等条例（平成24年北上市条例第31号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

ア 勤務成績が優秀な職員 100分の87.5以上100分の262.5以下

イ 勤務成績が良好な職員 100分の77.5

ウ 勤務成績が良好でない職員 100分の71以下

(4) 勤務成績が良好でない職員 100分の98.5以下（特定幹部職員にあっては、100分の117.5以下）

2 前項の場合において、職員の成績率を同項第4号に該当するものとして定める場合は、当分の間、市長の定めるところによるものとする。

3 第1項第1号及び第2号に掲げる職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、市長が定める。

第15条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、第1号及び第3号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。

(1) 勤務成績が優秀な職員 100分の53.25以上（特定幹部職員にあっては、100分の63.25以上）

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の49.75（特定幹部職員にあっては、100分の59.75）

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の47.75以下（特定幹部職員にあっては、100分の57.75以下）

2 [略]

附 則

2 前項の場合において、職員の成績率を同項第1号エ及び同項第2号ウに該当するものとして定める場合は、当分の間、市長の定めるところによるものとする。

3 第1項第1号ア及びイ並びに同項第2号アに掲げる職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、市長が定める。

第15条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、第1号及び第3号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。

(1) 勤務成績が優秀な職員 100分の51.5以上（特定幹部職員にあっては、100分の61.5以上）

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の48.5（特定幹部職員にあっては、100分の58.5）

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の46以下（特定幹部職員にあっては、100分の56以下）

2 [略]

附 則

- 1 [略]
- 2 第15条第1項各号及び第15条の2第1項各号に規定する特定幹部職員の成績率については、当該各号の規定にかかわらず、当分の間、適用しない。
- 3 [略]

別表第1（第6条関係）

給料表	職員	加算割合
[略]		
北上市一般職の任期付職員の採用等 条例（平成24年北上市条例第31号。 以下「任期付職員条例」という。） 別表第1の特定任期付職員給料表	[略]	

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（北上市会計年度任用職員の給与等規則の一部改正）

- 2 北上市会計年度任用職員の給与等規則（令和元年北上市規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第11条の7 成績率は、期末手当等規則 <u>第15条第1項</u> 及び第2項の規定の例による。	第11条の7 成績率は、期末手当等規則 <u>第15条第1項第1号</u> 及び第2項の規定の例による。

備考 改正部分は、下線の部分である。

- 1 [略]
- 2 第15条第1項第1号アからエまで及び第15条の2第1項各号に規定する特定幹部職員の成績率については、当該各号の規定にかかわらず、当分の間、適用しない。
- 3 [略]

別表第1（第6条関係）

給料表	職員	加算割合
[略]		
任期付職員条例別表第1の特定任期付職員給料表	[略]	

[略]

